岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月4日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会規則第11号

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 1 別表(第2条関係) 別表(第2条関係) 学区名 高等学校 学区に属する区域 学区名 高等学校 学区に属する区域 盛岡学区 「略] 盛岡学区 「略] [略] 「略] 下閉伊郡川井村 宮古市のうち平成 21年12月31日にお ける下閉伊郡川井 村の区域 「略] 「略] 宮古学区 [略] [略] 宮古学区 [略] [略] 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡川井村 [略] [略] 2 別表 (第2条関係) 別表(第2条関係) 学区名 高等学校 学区に属する区域 学区名 高等学校 学区に属する区域 [略] [略] 岩手中部 岩手中部 [略] [略] [略] 「略] 岩手県立黒沢尻北高等学 岩手県立黒沢尻北高等学 学区 学区 校 岩手県立東和高等学校 岩手県立西和賀高等学校 岩手県立西和賀高等学校 胆江学区 [略] 胆江学区 「略〕 「略] 「略] 岩手県立金ケ崎高等学校 岩手県立金ケ崎高等学校 岩手県立胆沢高等学校 「略] 「略] 備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、同年1月1日から施行する。
- 2 この規則(表2の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県立高等学校の通学区域に関する規則別表の規定は、平成22年4 月1日以後に岩手県立高等学校に就学(入学、転学及び転籍をいう。)する者について適用する。